

鳥取県高病原性鳥インフルエンザ対策 庁内連絡会議

日時：令和4年9月30日（金）
午後3時～

場所：災害対策室（第2庁舎3階）

出席：知事、
鳥インフルエンザ対策チーム
（副知事、農林水産部、生活環境部）
危機管理局、鳥取大学

会議内容

- 1 神奈川県野鳥の発生概要と国の対応
- 2 R3秋～4春に国内で発生した鳥インフルエンザ
- 3 鳥取県の対応(家きん、野鳥)
- 4 県民の皆様へのメッセージ
- 5 鳥取大学山口先生コメント

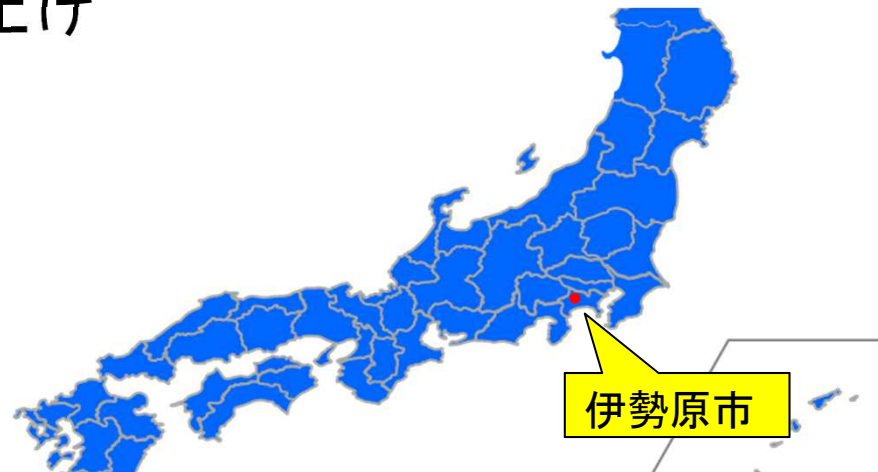
神奈川県野鳥の発生概要と国の対応

1 経緯

- ・9月25日(日) 神奈川県伊勢原市でハヤブサ1羽の衰弱個体が回収され、その後死亡
- ・9月26日(月) 簡易検査により、A型インフルエンザウイルスと確認
- ・9月29日(木) 国立研究開発法人国立環境研究所が、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)を検出

2 国の対応

環境省は、全国の野鳥サーベイランスレベルを「対応レベル2」に引き上げ



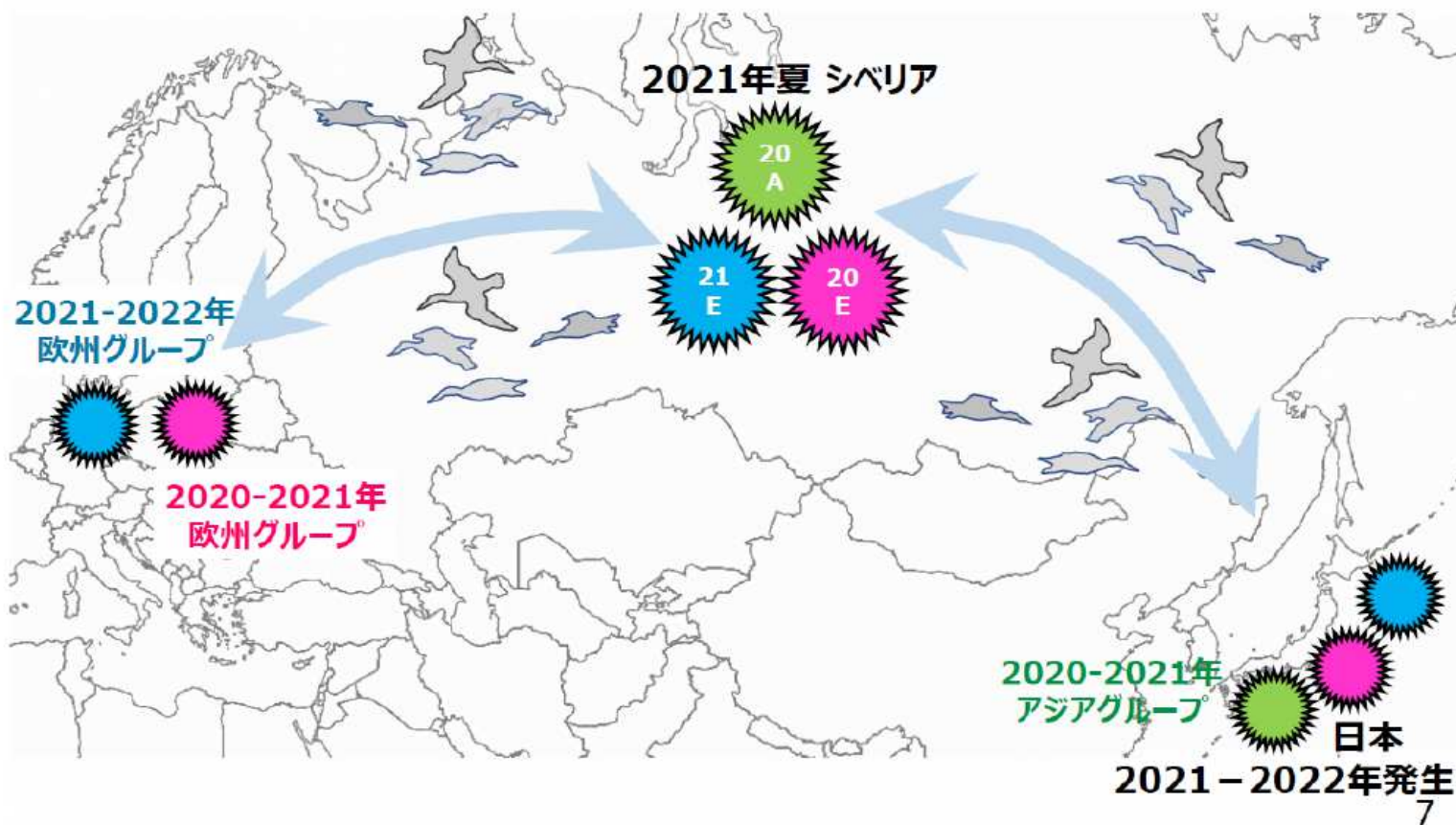
R3秋～4年春に国内で発生した鳥インフルエンザ(1)

昨シーズン国内では3つのグループのウイルスが流行

21E:R3-4 欧州流行 H5N1

20E:R2-3 欧州流行 H5N8

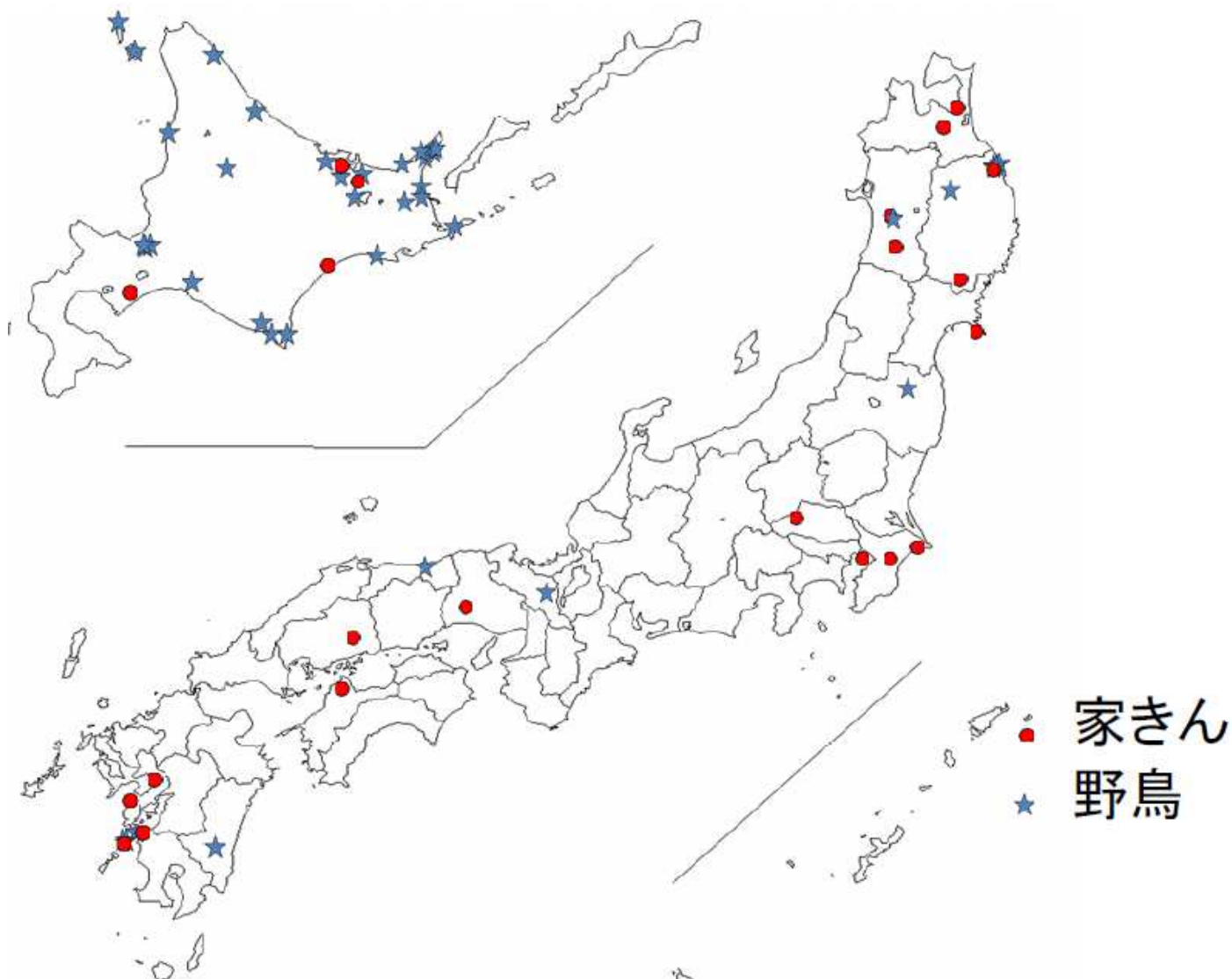
20A:R2-3 国内流行 H5N8



R3秋～4年春に国内で発生した鳥インフルエンザ(2)

家きん 12道県 処分羽数189万羽

野鳥 8道府県 107事例



鳥取県の対応(家きん)

- 1 全80養鶏農場に対して注意喚起
野生動物対策と飼養衛生管理基準の遵守、家きんの観察と異状
発見時の早期通報、鶏舎周辺の消毒等を徹底
- 2 飼育管理者からの飼養衛生管理基準の遵守状況の報告に
基づき、家畜保健衛生所による巡回点検中(10月20日まで)
シーズン中は農家の確認と家畜保健所が点検を繰り返し実施
- 3 発生に備えた初動防疫計画の再チェック
発生時の動員計画と防疫対応を農場ごとに作成済
- 4 防疫演習、研修会の開催
各総合事務所単位で防疫演習を開催予定
- 5 備蓄品の確認
防護服やマスク等の補充、動力噴霧器の点検を実施

鳥取県の対応(野鳥)

国内での発生を受け、県のサーベイランスレベルを 野鳥監視ステージ2に引き上げ

実施する条件	サーベイランス内容	監視地点数
野鳥監視ステージ1 (近隣国等での感染確認時)	野鳥監視 糞便、水検査(月1回)	最大 35地点
野鳥監視ステージ2 (国内での感染確認時)	野鳥監視の対象範囲拡大 糞便、水検査(月1回)	最大 70地点
野鳥監視ステージ3 (県内野鳥・家きんの感染確認時)	野鳥監視(重点区域は毎日) 糞便・水検査(重点区域は月2回)	最大 70地点 +重点区域

○糞便・環境水調査

昨シーズンに引続き、鳥取大学共同獣医学科山口教授の協力を得て、渡り鳥が多く飛来する県内3カ所の湖沼(日光地区、東郷池、米子水鳥公園)で糞便・環境水の調査を実施

(参考)昨シーズンの調査結果

- ・R3.11.16～R4.3.23の期間に、上記3カ所で糞便320検体、環境水32検体を検査
- ・**R3.12.1に日光地区で採取した環境水1検体から、高病原性鳥インフルエンザ(H5N8亜型)を検出。**野鳥監視体制を強化して対応。

愛玩鳥等の飼育者への注意喚起

1 愛玩鳥を飼育されている方への注意喚起

○市町村を通じて、愛玩鳥(家きんを除く)飼育者等へ注意喚起
(9/29に市町村へ連絡済み)

○ホームページで飼育上の注意事項についても周知徹底
(各市町村のホームページ上でも、リンクを掲載して周知)

<注意喚起事項>

- ・放し飼いはやめ、エサ箱や水飲み場に野鳥や野生動物を近づけないようにしましょう。
(飼育鳥が、感染した野鳥や、その野鳥を補食した動物(猫、イタチ等)と接触することによる感染を防ぎましょう)
- ・飼育場所は、こまめに清掃と消毒を行いましょう。
- ・飼育小屋では専用の靴に履き替えるなど、飼育場所にウイルスを持ち込まないようにしましょう。

2 その他の愛玩鳥飼育者への注意喚起

○動物取扱業者(10事業者)や学校関係者等へは保健所や関係部局を通じて情報提供と注意喚起を実施予定。

県民への情報提供

- 関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
- ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の発見時の対応、愛玩鳥の飼育方法、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応
- 県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩鳥について総合的に情報提供

The screenshot shows the Tottori Prefecture website's special site for high pathogenic avian influenza response. The page is titled "高病原性鳥インフルエンザへの対応" (Response to High Pathogenic Avian Influenza). It features a navigation menu on the left with links for "発表情報" (Release Information), "鳥取県の体制" (Tottori Prefecture's System), and "本県への侵入防止" (Prevention of Entry to the Prefecture). The main content area is divided into three sections: "鳥取県の対応・発生状況" (Response and Occurrence Status of Tottori Prefecture), "県民の皆様へのメッセージ" (Message to the People of the Prefecture), and "家きんや野鳥からの感染" (Infection from Domestic Birds and Wild Birds). The "Message to the People of the Prefecture" section contains a list of instructions for handling wild birds and a note about the symptoms of high pathogenic avian influenza.

鳥取県
Tottori Prefecture Web Site

お問い合わせ 使い方 サイトマップ RSS

高病原性鳥インフルエンザへの対応

発表情報
もどる
鳥取県の対応・発生状況
リンク集

鳥取県の体制
鳥取県の体制

本県への侵入防止
鳥インフルエンザの侵入防止対策
鳥インフルエンザQ&A
高病原性鳥インフルエンザに関する野鳥監視調査

鳥取県の対応・発生状況

[鳥取県の対応・発生状況](#) のページをご覧ください。

県民の皆様へのメッセージ

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- 野鳥を素手で触らないでください。
- 野鳥や鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- 異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所生活環境局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていらなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

家きんの情報は[こちら](#)
野鳥の情報は[こちら](#)
愛玩鳥の情報は[こちら](#)

対応窓口

(24時間対応しています。)

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

緑豊かな自然課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7877 (//)
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3149 (夜間休日 0858-22-8141)
西部総合事務所環境建築局	0859-31-9628 (夜間休日 0859-34-6211)

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 (//)
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 (//)

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145 (//)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317 (//)

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8100
------	--------------

県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
 - ・野鳥を素手で触らないでください。
 - ・野鳥や野鳥の排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
 - ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。
- ※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥
- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排泄物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。
- 迅速で正確な情報提供を行ってまいりますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。